



個人の対応・国の対応

早めに医療機関を受診しましょう

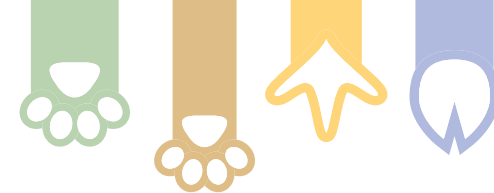
体に不調を感じたら、早めに受診を！

動物由来感染症に感染しても、かぜやインフルエンザ、ありふれた皮膚病等に似た症状がでる場合が多く、病気の発見が遅れがちです。特に小さな子供や高齢者は一旦発病すると重症化しやすいので要注意です。医療機関を受診する際は、ペットの飼育や動物との接触状況についても医師に伝えましょう。

関係法規に基づく対策

法律名	対象動物	対象疾病	主な措置
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	サル	エボラ出血熱、マールブルグ病、細菌性赤痢、結核	輸入禁止*1、発生時の届出
	プレーリードッグ	ペスト	輸入禁止、発生時の届出
	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン	重症急性呼吸器症候群（SARS）	輸入禁止、発生時の届出
	コウモリ	狂犬病、ニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症	輸入禁止
	ヤワゲネズミ（マストミス）	ラッサ熱	輸入禁止
	鳥類	ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）	発生時の届出
	ヒトコブラクダ	中東呼吸器症候群（MERS）	発生時の届出
	犬	エキノコックス症	発生時の届出
	哺乳類、鳥類（家畜や家畜を除く）	動物ごとに定められる疾病*2	輸入届出
	げっし目、齧歯目、節足動物類、人の感染源となる動物	1～4類感染症*3	駆除、消毒等の対物措置（発生予防とまん延防止）
	人の感染源となる動物	感染症全般	疫学調査（関係者の協力の上）
狂犬病予防法	犬、猫、キツネ、スカンク、アライグマ	狂犬病	輸入検疫、犬の登録・予防注射発生時の届出、隔離命令等
検疫法	ねずみ族、虫類	検疫感染症*4	衛生調査区域内での調査、駆除

*1：サルは、試験・研究・展示用に限り、一部地域から輸入可能（輸入検疫を実施）。*2：14ページを参照。*3：12ページを参照。*4：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘そう（天然痘）、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（MERS）、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、マラリア。検疫感染症に準ずる感染症：ウエストナイル熱、腎症候性出血熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群。



ペットの健康状態に注意しましょう

動物（ペット）も定期検診で病気の早期発見を！

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は軽い症状で終わったり、無症状のことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。また、ペットに寄生するノミやマダニが病原体を媒介することがあるので、定期的な駆除とペットに定期検診を受けさせる等、日常の健康管理に注意し、病気を早期に見つけましょう。またペットが病気と診断された場合、人にうつる可能性があるか否かを獣医師に確認しましょう。

かかりつけの動物病院で相談！

ペットのかかりつけ動物病院を持ち、相談できる関係づくりが大切です。飼い方、病気の予防や予防注射等の相談ができると安心です。まず自分の身近な動物から感染のおそれのある感染症について、知識を持つことが大切です。



関係法規に基づく行政、国民、医師、獣医師等の役割

	感染症法	狂犬病予防法
国	正しい知識の普及、情報の収集・分析提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、医薬品の研究開発、検査体制整備、国際的な連携、適切な医療の提供と人権の尊重等	通常時の自治体への技術的指導・助言および発生時の指示等
自治体	正しい知識の普及、情報の収集・分析・提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、適切な医療の提供と人権の尊重等	犬の管理（登録、予防注射、抑留）の事務、発生時の事務
国民	正しい知識の取得、予防への注意、患者の人権に配慮	犬の登録と年1回の予防注射、犬への鑑札・注射済票の装着、適切な犬の管理
医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、患者の人権に配慮、発生時の届出等	—
獣医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、発生時の届出	発生時の届出、狂犬病予防員への協力等
動物等取扱業者	正しい知識の取得、衛生管理に努める	飼い犬の登録等への協力